

連続セミナー「IMF・世界銀行の最新動向とCSOの活動」
第1回：IMF・世界銀行春季総会2012報告

世界銀行セーフガード（環境社会配慮）政策の最新動向

2012年5月29日

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
田辺有輝

開発金融を巡る国際潮流と 世界銀行セーフガード政策改訂

- 既存ドナーによるセーフガード政策の進展: プロジェクト融資における環境・社会影響の回避・最小化、被影響住民の意見反映。
- 援助効果向上に関する国際議論の進展: プログラム重視・オーナーシップ重視(プロジェクト融資から政策融資・プログラム融資への移行)
- 新興国ドナー(中国・インド・ブラジルなど)の台頭: 不十分な新興国ドナーの環境社会配慮、借入国のカントリシステム・キャパシティ整備の必要性
- 世界銀行のセーフガード政策の改訂: 融資形態変化への対応。コンセプトペーパーが今秋公開予定。

世界銀行のセーフガード政策(1)

- 環境アセスメント: 環境アセスメントやステークホルダー協議、情報公開などを定めた政策。負の影響の大きさに応じてカテゴリ分類が行われ、影響の大きい場合は、慎重な手続きが求められる。
- 自然生息地: 自然生息地への負の影響を伴う事業において、回避・緩和・回復策の実施を定めた政策。重要な自然生息地の著しい転換や劣化を伴う事業には支援しないことを規定。
- 森林: 森林への負の影響を伴う事業において、回避・緩和・回復策の実施を求める政策。重要な森林の著しい転換や劣化を伴う事業は支援しないことを規定。
- 病虫害管理: 農業や公衆衛生など病虫害管理を伴う事業において、病虫害管理や殺虫剤の使用について定めた政策。
- 有形文化資源: 有形文化資源への負の影響を伴う事業において、回避・緩和策の実施を求める政策。

世界銀行のセーフガード政策(2)

- 非自発的住民移転: 土地取得や生計手段喪失を伴う事業において、回避・緩和策の実施を求める政策。生計手段の回復・向上を図る補償・コミュニティ支援・協議の実施・情報公開などが求められる。
- 先住民族: 先住民族への負の影響を伴う事業において、回避・緩和策の実施を求める政策。自由で事前の情報を十分に提供した上での協議、先住民族計画の策定などが求められる。
- ダムの安全性: ダムの安全性に関する要件を定めた政策。大規模ダムの調査・設計・建設・運用開始に際して独立した専門家委員会の設置などが求められる。
- 国際水路: 国際水路での事業における要件を定めた政策。関係国間の合意などが求められる。
- 紛争地域: 紛争地域での事業における要件を定めた政策。関係国が異議を申し立てていないことなどが求められる。

世界銀行の融資形態の変化(1)

カントリーシステム制度の導入

- 借入国の制度に依拠して融資が行われる制度。開発効果の促進、借入国の実施能力向上、借入国の負担の軽減などを目的に、2005年に試験的導入決定。
- 融資に際しては、本政策で定められたセーフガード基準と借入国の環境社会システムとの比較が実施され、ギャップが存在する場合は、改善が求められる。
- システムを評価するための基準策定やシステムの同等性をどう評価するかが大きな議論に。
- 実際には借入国の負担の軽減が進まず、借入国の活用意欲が低下。

世界銀行の融資形態の変化(2)

成果連動型プログラム融資(PforR)

- 開発プログラムに対して融資を行う制度で、融資実行が成果の達成(アクセス件数、予防接種を受けた子どもの数、就学児童数など)に連動して行われる。2012年1月導入決定。
- 世界銀行は、融資決定に際して借入国政府やプログラム実施機関の政策や制度・実施能力を確認(環境社会システムのアセスメント)。
- 環境社会システムのアセスメント基準が、既存のセーフガード政策の要件を十分に含んでおらず(例:情報公開や協議のタイミング)、遵守すべき基準の範囲も不明確。

世界銀行の融資形態の変化(3)

開発政策融資(DPL)の拡大

- 財政支援や開発効果をもたらす中期的な制度改革に対して融資を行う形態。
- 融資実行はトランシュと呼ばれる融資の各段階で評価が行われ、その成果に応じて行われる。
- 投融資ポートフォリオの3割～4割程度に拡大しているが、セーフガード政策は、DPLに未対応(セーフガード政策改訂のひとつの論点)。

セーフガード政策改訂に対する NGOの主な主張

- 手続きの簡素化や基準低下の回避。
- PforRやDPLなど新たな融資形態への対応。
- 国際人権基準（先住民族の権利など）の反映。
- 気候変動への対応（化石燃料関連融資からの撤退・植林事業への関与）
- 借入国の環境社会配慮向上への支援強化
- セーフガード政策実施・監督の強化